

# 独占禁止法相談ネットワーク

を御利用ください！



## こんなときは…

- 取引に関係のない商品を購入させられた
- 発注を受けるときはいつも口頭
- 取引先メーカーから値引販売を禁止された
- 同業者と業務提携をしたい
- 事業者団体の会合でどんな情報交換をしたら問題になるのか …など

まずはお近くの

**商工会議所・商工会**に御相談ください！



**公正取引委員会**

Japan Fair Trade Commission



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel

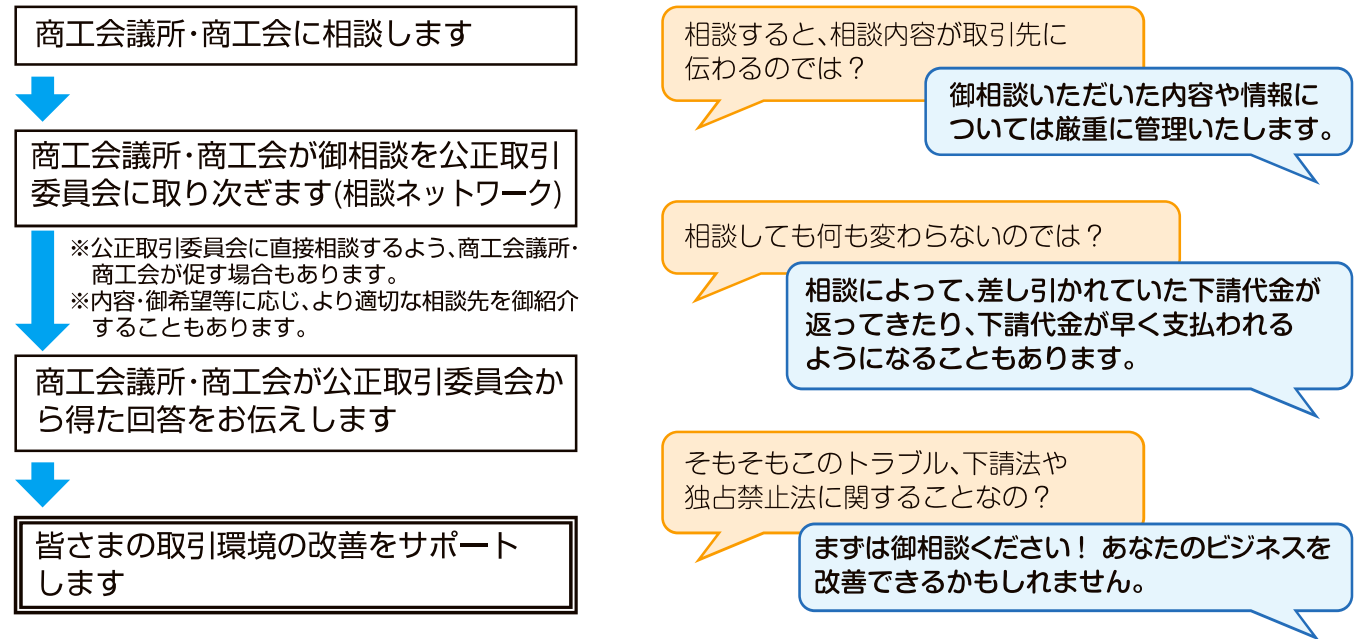


裏面も  
御覧ください

# 1 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

# 2 御相談の流れ



<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

## 公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局  
〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1  
中央合同庁舎第6号館B棟  
・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課  
・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課	☎ 011-231-6300
東北事務所・総務課	☎ 022-225-7095
中部事務所・総務課	☎ 052-961-9421
近畿中国四国事務所・総務課	☎ 06-6941-2173
中国支所・総務課	☎ 082-228-1501
四国支所・総務課	☎ 087-811-1750
九州事務所・総務課	☎ 092-431-5881
内閣府沖縄総合事務局・公正取引課	☎ 098-866-0049



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



こちらも  
御覧ください

「1分で分かる! 独禁法」  
~優越的地位の濫用編  
~下請法編  
~組合適用除外編